4　遊漁船業務主任者の乗船の義務化等

(一)　遊漁船業務主任者は、遊漁船に乗り組んで業務を行わなければならないこととした。（第一二条関係）

(二)　遊漁船業務主任者は、誠実にその職務を行わなければならないこととした。（第一三条第一項関係）

(三)　遊漁船業者は、遊漁船業務主任者のその職務を行う上での意見を尊重しなければならないこととした。（第一三条第二項関係）

5　標識の電気通信回線に接続して行う自動公衆送信による公衆の閲覧

遊漁船業者は、営業所及び遊漁船に掲示する標識について、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信により公衆の閲覧に供しなければならないこととした。（第一七条関係）

6　事故を引き起こしたときの報告の義務化

遊漁船業者は、その遊漁船が衝突し、乗り揚げ、その他農林水産省令で定める重大な事故を引き起こしたときは、速やかに、事故の種類、原因等を都道府県知事に届け出なければならないこととした。（第一九条関係）

7　遊漁船の利用者の安全及び利益に関する情報の公表の義務化

(一)　都道府県知事は、６の届出を受理したときに当該届出に関する事項を、業務改善命令又は登録の取消し若しくは事業の停止の命令をしたときに当該処分に係る事項を速やかに公表するほか、遊漁船の利用者の安全及び利益に関する情報を逐次公表することとした。（第二二条関係）

(二)　遊漁船業者は、利用者の安全を確保するために講じた措置等の遊漁船の利用者の安全及び利益に関する情報を公表しなければならないこととした。（第二三条関係）

8　遊漁船業に関する協議会制度の創設

(一)　都道府県知事は、遊漁船業における利用者の安全の確保及び利益の保護並びに漁場の安定的な利用関係の確保に資する取組を推進するため、都道府県知事、遊漁船業者、漁業協同組合、学識経験者等を構成員とする協議会（(二)において「協議会」という。）を組織することができることとした。（第二八条第一項及び第二項関係）

(二)　協議会は遊漁船の利用者の安全の確保等について必要な協議を行うものとし、協議会において協議が調った事項については、その構成員はその協議の結果を尊重しなければならないこととした。（第二八条第六項等関係）

9　罰則の強化

遊漁船の利用者の安全に係る業務改善命令違反及び当該業務改善命令の法人による違反に対する罰則を強化することとした。（第三四条及び第三七条関係）

10　施行期日

この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとした。

◇放送法及び電波法の一部を改正する法律（法律第四〇号）（総務省）

一　放送法の一部改正関係

1　複数の放送対象地域における放送番組の同一化

(一)　経営基盤強化計画の認定制度を改正し、国内基幹放送に係る放送対象地域における国内基幹放送の役務に対する需要の減少等により当該放送対象地域の放送系の数の目標を達成することが困難となるおそれがあるもの等として総務大臣が指定する地域（以下「指定放送対象地域」という。）を含む地域において、異なる放送対象地域の国内基幹放送事業者が、その個別の経営状態にかかわらず、特定放送番組同一化（二以上の国内基幹放送の放送時間の全部又は一部について、当該二以上の国内基幹放送に係るそれぞれの放送対象地域における放送番組に対する当該放送対象地域固有の需要を満たすための措置を講じつつ、同一の放送番組の放送を同時に行うことをいう。以下同じ。）の実施に関する方針（以下「特定放送番組同一化実施方針」という。）の認定を受けることができる制度を整備することとした。（第一一六条の四第一項関係）

(二)　総務大臣は、特定放送番組同一化実施方針の認定の申請があった場合において、その特定放送番組同一化実施方針が次のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとした。（第一一六条の四第三項関係）

(1)　特定放送番組同一化の対象となる二以上の国内基幹放送に係る放送対象地域が次のいずれにも適合すること。

イ　当該放送対象地域が相互に重複しないこと。

ロ　当該放送対象地域のいずれか又は全てが指定放送対象地域であること。

ハ　当該放送対象地域の自然的経済的社会的文化的諸事情が相互に相当程度共通していると認められること。

ニ　当該放送対象地域の数が総務省令で定める数を超えないこと。

(2)　特定放送番組同一化の対象となる二以上の国内基幹放送に係るそれぞれの放送対象地域における放送番組に対する当該放送対象地域固有の需要を満たすために講ずる措置の内容が、当該需要を満たすために適切なものであること。

(三)　総務大臣は、認定に係る特定放送番組同一化実施方針が(二)(1)及び(2)のいずれかに適合しなくなったと認めるとき等は、その認定を取り消すことができることとした。（第一一六条の五第五項関係）

(四)　特定放送番組同一化実施方針の認定を受けた国内基幹放送事業者が、当該特定放送番組同一化を行う場合について、審議機関の設置の特例、基幹放送の受信に係る事業者の責務の特例及び認定放送持株会社の関係会社の責務の特例を設けることとした。（第一一六条の六関係）

2　局設備の共同利用

(一)　特定地上基幹放送事業者が他者の中継局設備の共同利用

(1)　特定地上基幹放送事業者は、第九三条第一項の認定を受けないで、特定地上基幹放送局を用いる方法のほか、特定地上基幹放送局を用いる方法により地上基幹放送の業務を行う放送対象地域と同一の放送対象地域において、基幹放送局提供事業者と第一一七条第一項に規定する放送局設備供給契約を締結し、当該基幹放送局提供事業者の中継地上基幹放送局（放送系において他の放送局から放送をされる放送番組を受信し、その内容に変更を加えないで同時にその再放送をする地上基幹放送の業務に主として用いられる基幹放送局をいう。以下同じ。）を用いる方法により、地上基幹放送の業務を行うことができることとした。（第一〇五条の二第一項関係）

(2)　特定地上基幹放送事業者は、中継地上基幹放送局を用いる方法により地上基幹放送の業務を行おうとするときは、総務省令で定めるところにより、当該業務に用いる電気通信設備（基幹放送局提供事業者の基幹放送局設備を除く。）及びその運用のための業務管理体制（特定地上基幹放送事業者が当該電気通信設備の一部を構成する設備の運用を他人に委託しようとする場合にあっては、委託先における業務管理体制を含む。）が総務省令で定める基準に適合することについて、総務大臣の確認を受けなければならないこととした。（第一〇五条の二第二項関係）

(二)　日本放送協会が他の特定地上基幹放送事業者と中継局設備を共同利用するための規定の整備

(1)　日本放送協会（以下「協会」という。）は、第二〇条第一項第一号の業務を効率的に遂行するため、総務大臣の認可を受けて、収支予算、事業計画及び資金計画で定めるところにより、次に掲げる業務を行うことを主たる目的とする会社に出資することができることとし、この場合において、協会は、当該出資をしている間、当該出資をした者を子会社（協会がその総株主の議決権の過半数を有する株式会社その他の協会がその経営を支配している法人として総務省令で定めるものをいう。以下同じ。）として保有しなければならないこととした。（第二〇条第一項第一号及び第二〇条の二第一項関係）

イ　指定地上基幹放送地域（人口、地理的条件その他の事情により協会が当該地域における地上基幹放送の提供に必